



年長児、小学6年生、65歳以上の人へ 3月末期限の予防接種はお済みですか

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

年長児対象の麻しん風しん混合(MR)2期、小学6年生対象のジフテリア・破傷風(DT)二種混合、65歳以上で下表対象の成人用肺炎球菌の予防接種は3月末までです。まだ接種していない人は、早めに受けましょう。

麻しん風しん混合、二種混合

予防接種名	対象者(生年月日)	接種期限	費用
麻しん風しん混合(MR)2期	小学校入学前1年間 (平成27年4月2日～平成28年4月1日)	3月31日(休)	無料
ジフテリア・破傷風(DT)二種混合	小学6年生 (平成21年4月2日～平成22年4月1日)		

麻しん(はしか)は、感染力が強く、重症化の危険があります。また、風しんは妊娠初期に妊婦が感染すると、赤ちゃんが目や耳、心臓などに障がいをもって生まれる「先天性風しん症候群」を起こす可能性があります。ジフテリア・破傷風(DT)二種混合は、乳幼児期に受けた4回の3種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)の追加接種です。

母子健康手帳を確認し、接種が済んでいない場合は早めに接種しましょう。対象者には予診票と指定医療機関一覧を昨年4月に送付しています。予診票を紛失した場合や4月以降に転入した人は、健康・保険課にお問い合わせください。

■場所 指定医療機関
■接種方法 事前に指定医療機関に予約する
■持参物 母子健康手帳、予診票、保険証など住所が確認できるもの

成人用肺炎球菌

肺炎球菌は、主に気道の分びつ物に含まれる細菌で、だ液などを通じて飛まつ感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こします。細菌によって生じる肺炎のうち、4分の1から3分の1は肺炎球菌が原因と考えられています。

■対象者 次の①または②に該当し、今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人

- 1 下記の生年月日に該当する人
- 2 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

■自己負担額 3,200円

■接種方法・場所 事前に指定医療機関に予約する(①の対象者には、昨年4月に指定医療機関一覧を送付しています。指定医療機関以外で接種を希望する人は、接種前に手続きを行ってください。申請前に接種した場合は、助成の対象外となります)

■持参物 身分確認証、健康・保険課からの通知文(通知文がない人は再交付のためお問い合わせください)

令和3年度の対象者

予防接種名	対象年齢	生年月日	回数	接種期限
成人用肺炎球菌ワクチン	65歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生の者	1回	3月31日(休)
	70歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の者		
	75歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の者		
	80歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の者		
	85歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の者		
	90歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生の者		
	95歳	昭和元年4月2日生～昭和2年4月1日生の者		
100歳	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生の者			



4月開始 子ども医療費助成対象年齢を18歳に拡大します

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

4月診療分から、0～18歳までの町民の医療費が無料になります。新しい受給者証は、3月に発送予定です。県内の医療機関を外来受診した場合は受給者証を持参し、提示してください。

受給者証の送付

対象者には1月末に受給者証の交付申請書を送付しています。同封の返信用封筒で3月4日(金)までに申請をしてください。(現在受給者証を持っている人は申請不要です。)

次の場合は、窓口で無料になりません

- ・入院
- ・外来で1カ月の自己負担(医療費として払った金額)が2万円を超えた場合
- ・県外の医療機関を受診した場合
- ・受給者証を医療機関などに提示しなかった場合
- ・いずれの場合も、後日申請して医療費の助成を受けることができます。ただし、予防接種や文書料など健康保険が適用されないものは、助成の対象外です。

後日申請するときに必要な書類

- 1 領収書
- 2 印鑑
- 3 子ども医療費受給者証
- 4 保険証
- 5 高額療養費・付加給付に該当するときは、加入保険からの支給決定通知書

後日申請方法

健康・保険課(国民健康保険係)か西部支所で申請してください。後日、登録している口座へ振り込みます。

医療費が高額になるときは

入院などで医療費が2万円以上になるときは、加入している健康保険から「限度額適用認定証」を取得し、医療機関などの窓口で提示してください。



産前産後期間の国民年金保険料は届け出ると免除されます

産前産後期間の免除は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。対象者は、必ず届け出を行いましょ。

対象者

- 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人
- ※第1号被保険者とは、自営業者、学生、無職の人など
- ※任意加入している人は対象外です。
- ※妊娠85日(4カ月)以上の分娩で、死産、流産、人工妊娠中絶も含まれます。

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3～6カ月の国民年金保険料が免除されます。

届け出受付開始日

出産予定日の6カ月前から届出ができます。

届け出に必要なもの

- ・年金手帳またはマイナンバーが分かる書類
- ・運転免許証などの身元確認書類
- ・出産前に届け出る人は、出産予定日が記載された母子健康手帳
- ・出産後に届け出る人で、子が住民票上一世帯でない場合は、出生証明書などの出産日や親子関係を明らかにすることができる書類

その他

付加保険料は免除されないの、加入中の人は、支払いが必要です。

届け出・問い合わせ

町民課 年金係
☎(232)4914